

(要約版)

トルコ・イスタンブルの喫煙文化からみる都市景観変容

宍戸 克実 (鹿児島県立短期大学・建築学)

【1】目的

本稿は、屋内禁煙法（以下、禁煙法）施行後のトルコ・イスタンブルにおける繁華街、及び歓楽街の飲食店舗建築に起こった変化に着目し、それらが都市景観に与えた影響について明らかにすることを目的としている。

2009年トルコ共和国で禁煙法が施行され、原則として公共的屋内空間が禁煙の対象となった。喫煙文化とともに歩んだ長い歴史をもつイスタンブルの Kahve（カフヴェ：伝統的な喫茶施設）や Meyhane（メイハネ：居酒屋）にとって屋内禁煙化は営業上深刻な問題として受け止められた。

時期を同じくして歓楽街における街路景観に変化が現れ始め、また、歓楽街では当初懸念されていたように活気が衰えることはなかった。さらに、繁華街におけるカフェ（西欧・現代的な喫茶施設）の建築形態変化に加え、これまで商業的に不利とされた場所への出店傾向がみられるようになった。これらの現象の背景には、禁煙法施行、街路客席設置制限、ライフスタイルの変化、地価上昇、都市人口の増加、等があると考えられる。

本稿では、飲食店舗建築に急激な変化を及ぼした背景として禁煙法の存在に焦点を絞り、建築変化の実態とその特性を概観する。続いて、店舗屋内・屋外において喫煙可能と位置付けられた空間を抽出し、その特質を解明する。具体的には、①歓楽街に起こった景観変化の建築空間的評価、②喫茶施設の立地環境と建築的概念の変化、③異なる立地における喫茶施設の変化、④飲食店舗建築における喫煙空間の位置づけ、の評価・解明を目的としている。

【2】方法

(A) 飲食店舗の集積によって形成された歓楽街、(B) 特徴的な立地・空間構成をみせる単独立地の飲食店舗、の2つに分類し調査対象エリアを設定した。これらには、新市街・旧市街、商業地区・居住地区・宗教地区、広場・大通り・裏通り、パサージュ・中庭、など多様な立地環境が網羅されており、普遍的空間特性の抽出・言及を目指す。

調査対象とした各エリア・建築について①立地環境、②建築改修内容、③屋外客席空間の仕様、④喫煙空間の仕様、に着目し現地調査を行った。店舗側へのヒアリングと簡易的実測により収集した情報を基に、建築変化を空間的に把握できるよう図面化を行った。多数の店舗が連続する歓楽街では、固有の建築形態をみせる対象を1つ程度選定し図面化を行った。また、都市景観を構成する要素の抽出が目的であるため、建築空間と街路空間とを合わせた断面形状を重点的に図面化した。

【3】結果と考察

(1) 歓楽街の景観変容

Meyhane が集中する歓楽街やパサージュで起こった建築形態の変化は、禁煙法が背景にあることが明らかとなった。建築と街路を結びつける中間領域が醸成され、空間的一体感のある景観が形成された。建築との境界が曖昧となった狹隘街路には奥行きが生まれ、圧迫感を緩和させる効果をもたらしている。

(2) カフェの立地環境と建築的概念の変化

商業的に有利な立地と考えられていた大通り沿いは、屋外空間や喫煙空間の確保の面からみると必ずしもそうではなくなった。街路上への屋外席の設置が許可されないため、建築内部・壁面に付属する半戸外空間（テラス・ピロティ）を設ける対応がみられる。飲食店立地には商業的に向かないとされた街区ヴォイド（空隙）型店舗に屋外席を求めて利用者が集中する傾向にあることは、パサージュ中庭に起こったものと共通する現象といえる。

(3) 変化した Kahve

禁煙法と路上使用禁止の影響により、パサージュ中庭が貴重な空間となった。Tabure（伝統的ツール）を使用する Çayocağı（出前専門 Kahve）形式であるため、利用者の多くは短時間滞在である。天候・気候条件がそれほど苦にならないため、中庭客席の利用率が極めて高い。

Küllüye（歴史的建造物が転用された）Kahve では水たばこを商品として扱っていることから、利用者の滞在時間は比較的長い。水たばこは禁煙法の対象ではないため影響はなかったはずであるが、中庭と半戸外空間を屋内化した。それは、通年での利用者確保を目的とした「屋内化の流行」と「仮設空間設備の社会的浸透」が大きな要因と考えられる。

モスク広場には大規模な仮設空間による屋外席をもつ飲食店が設置された。禁煙法と関連付けることはできないが、喫茶施設が喫煙的・空間的に「オープン」な形態となったことにより、敬虔なムスリム女性でも利用可能な喫茶空間が形成されたといえる。

(4) 変化しなかった Kahve

居住地区の商業エリアでは Kahve に建築的变化はみられなかった。また、バザール地区の Kahve や Çayocağı においても同様である。これらは、社会生活に深く根付いた喫茶文化を支える役割を担う存在であるため収益性は高くなく、禁煙法に対応した建築改修を行う資金的余裕がないことが要因の一つである。

(5) 飲食店舗における喫煙空間の位置づけ

喫煙可能空間を喫煙者のみが利用しているわけではない。喫煙空間における喫煙率データの裏付けはないが、店頭からの観察では喫煙者が多数であるという状況ではなかった。冬期に行った調査では、決して快適といえない天候・気候条件であっても、多数の非喫煙者が屋外席を利用していた。また、店内客席の利用者は皆無であった。このことから、屋外席は喫煙者だけが求めるものではなく、また、店側が積極的に確保する喫煙可能空間は、結果的に喫煙・非喫煙の枠組みを超え、全ての利用者に求められる存在となっていることがわかる。